

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例（平成 31 年滋賀県条例第 8 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 災害対策基本法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第 22 条 関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

議第 121 号

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 5 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の一部を改正する条例

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例（平成31年滋賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第22条中「第49条の7第1項」を「第33条の2第1項第1号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例新旧対照表

旧	新
第1条～第21条 省略 (災害時における支援) 第22条 県は、災害時における障害者に対する情報の迅速かつ的確な伝達の方法および避難所（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）<u>第49条の7第1項</u>に規定する避難所をいう。）における障害者の円滑な利用の確保その他の障害者の災害時における支援について、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。 第23条以下 省略	第1条～第21条 省略 (災害時における支援) 第22条 県は、災害時における障害者に対する情報の迅速かつ的確な伝達の方法および避難所（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）<u>第33条の2第1項第1号</u>に規定する避難所をいう。）における障害者の円滑な利用の確保その他の障害者の災害時における支援について、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。 第23条以下 省略